



住宅用金属製脚立の SG 基準・検査マニュアルについて

2017年 1月24日

一般財団法人製品安全協会

このたび、下記内容により2017年1月24日付で住宅用金属製脚立のSG基準（CPSA 0015）及び検査マニュアルを改正し、適用を開始致します。なお、本改正はSG基準の一部とその基準確認方法に不整合が生じている箇所が発覚したため、それを是正するためのものであり、事故や不具合への対応ではありません。本改正前にSGマークが表示された製品であっても改正後となんら品質上の違いはありません。

記

1. SG基準の主要改正内容

イ. 用語の変更

形式分類→種類に変更した。（単なる項目名称の変更）

ロ. 安全性品質

構造、外観及び寸法

「(15)乗ることができる踏ざん部の支柱内幅は280mm以上であること。」

に対する基準確認方法の表4及び図4の内容に不整合が生じていたため、修正した。

※基準内容を補完する検査マニュアル（Ⅰ形・Ⅱ形・Ⅲ形）も合わせて改正を行った。

また、別添の新旧対照表もご覧ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ】



一般財団法人製品安全協会

〒110-0012 東京都台東区竜泉2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪

電話：03-5808-3302 業務グループ 畠（はたけ）、阿部

FAX：03-5808-3305 E-Mail m-hatake@sg-mark.org

CPSA0015 住宅用金属製脚立 SG 基準_新旧対照表 (抜粋：変更箇所のみアンダーライン)

新			旧																	
<p>3. <u>種類</u> 脚立の<u>種類</u>は次のとおりとする。</p> <p>4. <u>安全性品質</u></p>			<p>3. <u>形式分類</u> <u>形式</u>は次のとおりとする。</p> <p>4. <u>安全性品質</u></p>																	
項目	基準	基準確認方法	項目	基準	基準確認方法															
1. 構造、外観及び寸法	(15)乗ることのできる踏ざん部の支柱内幅は 280 mm 以上であること。	(15)表4及び図4に示す d_2 の寸法をスケール等により測定して確認すること。 表4 支柱内幅の測定位置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>測定位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗ることのできる踏ざん</td> <td>d_2</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図4 支柱内幅の寸法</p>	区 分	測定位置	乗ることのできる踏ざん	d_2	1. 構造、外観及び寸法	(15)乗ることのできる踏ざん部の支柱内幅は 280 mm 以上であること。	(15)表4及び図4に示す d_1 または d_2 の寸法をスケール等により測定して確認すること。 表4 支柱内幅の測定位置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">測定位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">天板に乗ることのできる脚立</td> <td>支柱の凸部が 10 mm 以下のもの</td> <td>d_2</td> </tr> <tr> <td>支柱の凸部が 10 mm を超えているもの</td> <td>d_1</td> </tr> <tr> <td>天板に乗ることのできない脚立</td> <td colspan="2">d_2</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図4 支柱内幅の寸法</p>	区 分	測定位置		天板に乗ることのできる脚立	支柱の凸部が 10 mm 以下のもの	d_2	支柱の凸部が 10 mm を超えているもの	d_1	天板に乗ることのできない脚立	d_2	
区 分	測定位置																			
乗ることのできる踏ざん	d_2																			
区 分	測定位置																			
天板に乗ることのできる脚立	支柱の凸部が 10 mm 以下のもの	d_2																		
	支柱の凸部が 10 mm を超えているもの	d_1																		
天板に乗ることのできない脚立	d_2																			

CPSA0015 住宅用金属製脚立 検査マニュアル_新旧対照表 (抜粋：変更箇所のみアンダーライン)

新	旧
<p><u>種類</u></p> <p>安全性品質について (I形・Ⅲ形)</p> <p>1. (15) 基準確認方法</p> <p>乗ることのできる最上段踏ざんが取り付けられている支柱の内幅とし、図11に示すように踏み面上端部の位置で測定するものとする。</p> <p>2. 強度</p> <p><u>付加</u></p>	<p><u>形式分類</u></p> <p>安全性品質について (I形・Ⅲ形)</p> <p>1. (15) 基準確認方法</p> <p><u>天板又は乗ることのできる最上段踏ざんが取り付けられている支柱の内幅とし、図11に示すように踏み面上端部の位置で測定するものとする。</u></p> <p>2. 強度</p> <p><u>負荷</u></p>